

日本学術振興会

二国間交流事業

共同研究・セミナー

令和 4(2022) 年度分募集要項

令和 3(2021) 年 6 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含む)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

事業形態は、A 日本学術振興会と海外の学術振興機関(対応機関)との学術の国際協力に関する合意に基づいて行うもの(「対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー」)(以下「A 対応機関枠」という。)と、B 我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う)を対象として行うもの(「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」)(以下「B オープンパートナーシップ枠」という。)との二つがあります。令和 2(2020) 年度より、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援することにより、更なる二国間の連携強化に資するため、「B オープンパートナーシップ枠」に「オープンパートナーシップセミナー(大学間連携)」を新設しました。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により申請を受け付けます。詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

2. 今回募集する相手国・対応機関

注意(A、B 共通)：

- ① 申請は申請者一人当たり、一か国につき共同研究又はセミナーいずれか一件限りとします。同一国への複数の申請はできません。
- ② 以下「A 対応機関枠」の対象国も、「B オープンパートナーシップ枠」の対象国に含まれますが、当該国との交流を希望する場合は「A 対応機関枠」での申請を奨励します。
- ③ 本募集による共同研究・セミナーの開始日において既に二国間交流事業共同研究を実施中の代表者は、同一国との共同研究・セミナーには申請できません。

A 対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー(「A 対応機関枠」)			対応機関別 申請要件ページ
アフリカ	エジプト	科学技術イノベーション基金(STDF)	p.13~p.14
	南アフリカ共和国	国立研究財団(NRF)	p.15
アジア・中東	バングラデシュ	バングラデシュ大学助成委員会(UGC)	p.16
	中国	中国科学院(CAS)	p.17~p.18
		中国社会科学院(CASS)	p.19
		中国国家自然科学基金委員会(NSFC)	p.20~p.21
	インド	科学技術庁(DST)	p.22~p.23

	インドネシア	教育文化省高等教育総局 (DGHE)	p.24
		インドネシア科学院 (LIPI)	p.25
	イスラエル	イスラエル科学財団 (ISF)	p.26
	フィリピン	科学技術省 (DOST)	p.27
	韓国	韓国研究財団 (NRF)	p.28~p.29
	シンガポール	シンガポール国立大学 (NUS)	p.30
	タイ	タイ学術研究会議 (NRCT)	p.31
	トルコ	トルコ科学技術研究機構 (TUBITAK)	p.32
	ベトナム	科学技術省 (MOST)	p.33~p.34
		ベトナム科学技術アカデミー (VAST)	p.35
オセアニア	ニュージーランド	ニュージーランド王立学士院 (RSNZ)	p.36
ヨーロッパ	オーストリア	オーストリア科学財団 (FWF)	p.37~p.38
	ベルギー	学術研究財団 (ワロニー) (F.R.S.-FNRS)	p.39
		学術研究財団 (フランダース) (FWO)	p.40~p.41
	チェコ	チェコ科学アカデミー (CAS)	p.42
	フィンランド	フィンランドアカデミー (AF)	p.43
	フランス	国立保健医学研究所 (Inserm)	p.44~p.45
		ヨーロッパ・外務省-高等教育・研究・イノベーション省 (MEAE-MESRI)	p.46
	ドイツ	ドイツ学術交流会 (DAAD)	p.47
		ドイツ研究振興協会 (DFG)	p.48
	ハンガリー	ハンガリー科学アカデミー (HAS)	p.49~p.50
	リトアニア	リトアニア研究評議会 (RCL)	p.51
	オランダ	オランダ科学研究機構 (NWO)	p.52
	ポーランド	ポーランド科学アカデミー (PAN)	p.53~p.54
	英国	王立協会 (The Royal Society)	p.55
注意	① <u>相手国側代表者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となります</u>ので注意してください。対応機関での申請受付期間や提出書類の詳細については、相手国側代表者から相手国対応機関に問い合わせてください。 ② 対応機関によっては募集分野が限定されていますのでご注意ください。詳細(対応機関・事業内容・採用予定件数・分野等)は「15. 国別の注意事項」をご確認ください。		

B オープンパートナーシップ共同研究・セミナー(「B オープンパートナーシップ枠」)		申請要件 ページ
交流形態	共同研究、セミナー、セミナー(大学間連携)の3つの形態があります。	p.56~p.57
対象国	我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う)を対象とした二国間交流事業(共同研究・セミナー)	
注意	① <u>相手国側代表者が相手国対応機関の「A 対応機関枠」に申請している場合、相手国での申請は無効となります。</u> ② 「B オープンパートナーシップ枠」での申請は、各年度一件限りとします。相手国・地域は我が国と国交のある全ての国から一か国のみを選択してください。	

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関(※)に所属し、申請日時時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ者。また、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによる)。

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、責任を持って本事業を遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

オープンパートナーシップセミナー(大学間連携)に申請する代表者は、前述の申請資格を満たすとともに、セミナーを主催する大学コンソーシアム等の幹事校に所属する研究者である必要があります。

なお、代表者は、共同研究・セミナー開催計画の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。一旦提出した申請について、提出から採用決定までの間に研究代表者等の変更を行うことは認めません。なお、委託業務実施期間中も原則、代表者の変更は認められません。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 要件

対象となる共同研究・セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「15. 国別の注意事項」で確認してください。

事業内容 要件	共同研究	セミナー
日本側参加者	以下の4項目のいずれかに該当する必要があります。 a. 我が国の大学等学術研究機関(3.の1)～4)の機関に限る)において研究に従事している者(奨励研究以外の科学研究費助成事業への応募資格を有する者) b. a.の機関において研究に従事しており、当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドク、大学院博士課程・修士課程在籍者(学部学生の参加は認められません)、採用期間中の本会の特別研究員、外国人特別研究員 c. a.の機関の日本に在住する名誉教授 d. 上記a. b. c.以外で研究に従事している者 「オープンパートナーシップセミナー(大学間連携)」については、別途要件がありますので、「15. 国別の注意事項 B オープンパートナーシップ」を確認してください。	
相手国側代表者	「A 対応機関枠」:当該国の対応機関が所管又は対象としている学術研究機関に所属する研究者。相手国側代表者から相手国対応機関への申請書提出が必須です。詳細については「15. 国別の注意事項」を確認してください。 「B オープンパートナーシップ枠」:交流対象国に所在する学術研究機関に所属する研究者。相手国側代表者からの申請書提出は不要です。ただし、本会は相手国側参加者に係る経費を負担しないため、相手国側代表者が自らの交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励します(必須ではありません)。なお、当該経費の有無は審査にあたる判断の一要素となる可能性があります。	
相手国側参加者	「A 対応機関枠」:相手国対応機関の規程に準拠します。 「B オープンパートナーシップ枠」:交流対象国に所在する学術研究機関において研究に従事している者(当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドク、大学院博士課程・修士課程在籍者を含む)。「オープンパートナーシップセミナー(大学間連携)」については、別途要件がありますので、「15. 国別の注意事項 B オープンパートナーシップ」	

	枠」を確認してください。	
第三国からの参加者	第三国の学術研究機関等に所属する者は、日本側及び相手国側参加者となることができません。	
期間	「15. 国別の注意事項」を確認してください。	
その他	下記の場合を除き、原則、第三国への出張は認められません。 ・国際研究集会での当事業の成果発表 ・研究遂行上必要なフィールドワーク	我が国か相手国のいずれかで開催される必要があります。

5. 本会支給経費(「15. 国別の注意事項」確認)

課題の実施に要する業務については、代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、日本側参加者に係る経費)を支給します。国・対応機関ごとの注意事項(特に以下の《 》内の経費の相手国との支給分担)は「15. 国別の注意事項」を、また、一般的な経費取り扱いの詳細は別紙 1「二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取り扱いについて」を確認してください。

① 共同研究	
外国旅費	共同研究目的地(原則として相手国)までの航空運賃、《滞在費等》
国内旅費	日本側参加者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費 《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》
その他交流経費	物品費、人件費・謝金、通信運搬費、会議費(日本開催のみ)、印刷製本費、雑役務費など
注意事項	旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度委託経費総額の 50%以上であること。

② セミナー	
②-1. 日本開催セミナー	
国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費 《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》
開催経費	物品費、人件費・謝金、通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、印刷製本費、雑役務費、レセプション経費、エクスクーション経費
②-2. 相手国開催セミナー	
外国旅費	セミナー開催地までの航空運賃、《滞在費等》
以下、日本国内で要する経費	
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費
開催経費	物品費、人件費・謝金、通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費
注意事項	相手国開催セミナーに係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。

6. 申請手続

① 電子申請システム

申請は、ウェブサイト上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、現在の所属機関において既に国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、再度 ID・パスワードを取得する必要はありません。

また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関において改めて国際交流事業用の ID・パスワードを取得してください。

② 申請期限

令和 3(2021)年 9 月 8 日(水)17:00【厳守】

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

※本会は上記締切日を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

※一度提出された申請書の差し替えは認められません。

7. 申請に際しての留意事項

- ① 「A 対応機関枠」への申請にあたっては、相手国側代表者は本会の相手国対応機関への申請が必要となります。相手国側代表者は、「15. 国別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当者に手続きを確認の上、申請するようにしてください。

本会の学術国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採用された事業等の実施における責任者。ただし、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については別紙 2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

二国間交流事業内での重複制限については、「2. 今回募集する相手国・対応機関」の注意書きをご確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

- ② 本会で実施している「海外特別研究員」事業に関して、本二国間交流事業の申請段階において海外特別研究員への申請を制限するものではありませんが、両事業から採用(内定)通知を受けた場合、海外特別研究員には研究専念義務が課せられるため、どちらかの事業を選択していただくこととなります。両事業に申請を行う代表者等(参加者を含む)はご注意ください。
- ③ 国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。

8. 審査基準

8-1. 審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② その国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】

- ⑤ 申請者と相手国側代表者との事前交渉が明確に行われており、計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

8-2. 審査にあたっては、上記8-1. の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- ① 経費の額と用途が適切であること(共同研究については、旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度委託経費総額の50%以上となるようにしてください)。
- ② セミナー開催においては、開催地が妥当であること。
- ③ (「B オープンパートナーシップ枠」のみ)採用課題となる交流相手側が、特定の国・地域になるべくかたよらないこと。なお、「A 対応機関枠」の対象国であるかどうかを判断の一要素とする。
- ④ (「オープンパートナーシップセミナー(大学間連携)」のみ)双方の国において複数の大学等が参加し、国際共同研究、研究者交流、人材育成等が面的に生まれるような協力案件形成のプラットフォームになり得ると判断されること。

9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を行います。本事業では1件の申請について、3人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「二国間交流事業」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。

【二国間交流事業ウェブサイト審査方法 URL】 https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_shinsa.html

- ② 本会での審査結果に基づき、以下のとおり通知します。

A 対応機関枠:本会にて採用候補課題を決定した後、対応機関と協議の上、採用・不採用を決定し、その結果を令和4(2022)年1月以降、順次所属機関長に通知します。

B オープンパートナーシップ枠:本会にて採用課題を決定した後、その結果を令和4(2022)年1月頃までに所属機関長に通知します。

- ③ 不採用となった課題については、おおよその位置づけを以下の区分によって電子申請システム上で開示します。

- ・不採用 A(不採用の中で上位)
- ・不採用 B(不採用の中で中位)
- ・不採用 C(不採用の中で下位)

10. 採用決定後の手続

代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります)。

11. 代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において経費の管理及び執行を行うこと。
- ② 代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究・セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

12. 研究資金の不正使用等に対する措置、不正行為(特定不正行為を含む)への対応等、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報の取扱い等について

(1) 研究資金の不正使用等や研究活動における不正行為等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の不正使用等に関する取扱いについては、別紙3「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」を参照してください。

(2) 研究活動における不正行為への対応

① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、日本側代表者の所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出する必要があります。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、事業開始(契約締結日)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されている必要があります。ただし、令和3(2021)年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、令和4(2022)年度以降も研究資金の配分を受ける期間中、毎年度チェックリストを提出する必要があります。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- ③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について
本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、別紙 3 「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号)のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- (iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業の研究課題(セミナー課題は除く)に参加する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e-ラーニン

グプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

申請した課題が採用された後、代表者の所属機関には、日本側参加者に対して、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させ、それを確認したことを報告していただきます。

(4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、本会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採用された共同研究・セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課題・セミナー名、予算額、実施期間及び報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特に EU を含む欧州経済領域所在の参加者(代表者を含む)が含まれる共同研究・セミナーにおいては、「GDPR(General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該参加者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

【個人情報保護委員会 URL】 <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

13. その他

(1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

(2) 本会は、共同研究期間中又はセミナー開催に係る派遣中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

(3) 共同研究・セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は知的財産権の帰属について、予め規定等により定めておくようにしてください。

(4) 本会は、共同研究・セミナーの実施にあたり、ビザ等の申請や宿泊先の手配について一切関わらないのでご注意ください。

(5) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

(6) 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含

む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技術訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
【URL】 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック
【URL】 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
【URL】 <https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
【URL】 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- (7) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について
本会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。
なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針

【URL】 https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できる

ようにすることをいいます。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバーゴ)(※1)後(例えば 6 か月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2)又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属機関)が、ウェブサイト(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

(8) JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

代表者は、JSPS-Net に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

【URL】 <https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

14. 連絡先等

① 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課

(受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:00)

(募集要項に関すること)

二国間交流第二係

電話:03-3263-1755、2367、2362

Email: kenkyouka13@jsps.go.jp

(注)メールアドレスは、「@」を「*」に置換しています。

(経費執行に関すること)

二国間交流第一係

電話:03-3263-1932、1983、1763

Email: nikokukan@jsps.go.jp

(注)メールアドレスは、「@」を「*」に置換しています。

URL: <https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/jrss.html>

FAX: 03-3234-3700 (共通)

② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

(受付時間: 土曜日、日曜日、祝祭日を除く月～金 9:30～17:30)

コールセンター フリーダイヤル: 0120-556-739

※システム操作に関するお問合せ以外は受け付けることができません。

15. 国別の注意事項

- (「A 対応機関枠」のみ)相手国側代表者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますので、注意してください。対応機関での申請受付期間や提出書類の詳細については、相手国側代表者から相手国対応機関へ問い合わせてください。
- 本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況により、採用予定件数と実際の採用件数が異なる場合があります。また、本会支給経費の総額は予算状況により査定される場合があります。予めご了承ください。
- 表中のハイフン(－)は、募集対象外、あるいは、本会支給経費の対象外であることを意味します。

A 対応機関枠

【エジプト】科学技術イノベーション基金 (Science, Technology and Innovation Funding Authority: STDF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						エジプト開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とエジプト科学技術イノベーション基金との二国間交流事業 (共同研究・セミナー) Japan-Egypt Research Cooperative Program between JSPS and STDF					
募集分野				[共同研究] Water、Energy、Food/Agriculture、Health、ICT [セミナー] 人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		2			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		総額の上限額は 150 万円。		総額の上限額は 150 万円。	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等			—		—		—
	留意事項	会議費 (セミナー)			—		日本開催の準備会及び整理会(各 1 回以内)を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)

						を含む。
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	—
STDF から日本側参加者等に対する支給経費				—	—	—
備考				エジプト側代表者から STDF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。STDF での申請受付期間や提出書類の詳細については、エジプト側代表者から STDF へ問い合わせてください。 ・エジプト側の支給額は、共同研究は1件あたり年間 145,000 エジプトポンド以内です。また、セミナーは 1 件あたり 85,000 エジプトポンド以内です。 ・エジプト側代表者は採用決定後に別途エジプト関連省庁における諸手続きを行う必要があります。諸手続き完了が STDF からの経費支援の条件になります。		
(参考)STDF 担当者連絡先				担当者等	—	
				電話番号	—	
				Email	marwa.alaa@stdf.eg	
				ウェブサイト	http://stdf.eg:8080/ https://www.facebook.com/stdfegypt	

【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation: NRF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				共同研究		セミナー				
						南アフリカ開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会と南アフリカ共和国国立研究財団との二国間交流事業(共同研究) Japan-NRF Joint Research Program						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数				4		－				
実施期間 (セミナーは本会合)				1年以上2年以内		－		－		
				初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－	
参加者の渡航受入条件				－		－		－		
第三国からの参加者				－		－		－		
振興会から支給する委託費	総額			各年度250万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		－		－		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		－		－		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		留意事項	会議費(セミナー)		－		－		－	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNRFが負担。		－		－	
	NRFから日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
備考				南アフリカ共和国側代表者からNRFに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRFでの申請受付期間や提出書類の詳細については、南アフリカ共和国側代表者からNRFへ問い合わせてください。 ・南アフリカ共和国側の申請受付期間は、令和3(2021)年8月31日までとなります。 ・南アフリカ共和国側の代表者がNRFに申請書を提出すると、日本側代表者に参加を確認するメールが送信されます。日本側代表者はメールの内容に従って参加確認を行ってください。 ・南アフリカ共和国側の共同研究期間は令和4(2022)年1月～令和5(2023)年12月です。 ・南アフリカ共和国側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ZAR以内です。						
(参考)NRF担当者連絡先				担当者等	Ms. Nombuso Madonda: Overseas Cooperation					
				電話番号	+27 (0)12 481 4285					
				Email	nombuso.madonda@nrf.ac.za					
				ウェブサイト	https://www.nrf.ac.za/					

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh: UGC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				共同研究		セミナー				
						バングラデシュ開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業（共同研究） JSPS-UGC Joint Research Program						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数				1		－				
実施期間 （セミナーは本会合）				1 年以上 2 年以内		－		－		
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－	
参加者の渡航受入条件				－		－		－		
第三国からの参加者				－		－		－		
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		－		－		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		－		－		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		留意事項	会議費（セミナー）		－		－		－	
			海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	UGC から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		－		－	
備考				<u>バングラデシュ側代表者から UGC に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u> UGC での申請受付期間や提出書類の詳細については、バングラデシュ側代表者から UGC へ問い合わせてください。 ・バングラデシュ側の支給額は、1 件あたり、全実施期間が 1 年間の場合は 11,765USD、2 年間以内の場合は 23,529USD 以内です。						
（参考）UGC 担当者 連絡先				担当者等	Dr. Ferdous Zaman					
				電話番号	+88-02-58160106					
				Email	secretary@ugc.gov.bd / ferdousugc@gmail.com					
				ウェブサイト	www.ugc.gov.dd					

【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー				
						中国開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-CAS Joint Research Program/Joint Seminar						
募集分野				Advanced Materials						
採用予定件数				3			2			
実施期間 (セミナーは本会合)				3 年間		1 週間以内		1 週間以内		
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件				—			—			
第三国からの参加者				—			総参加者数の 4 分の 1 を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の 4 分の 1 を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担しな い。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 150 万円以内。か つ、総額の上限額は全実施 期間で 450 万円。			総額の上限額は 120 万 円。		総額の上限額は 120 万 円。	
	日本側 参加者 等	外国旅費		相手国目的地までの往復 交通費、等			相手国目的地までの往復 交通費、等		—	
		国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等			交通費、日当、宿泊料、 等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等			日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等			—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—			日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)を含 む。		・セミナー本会合開催経費 を含む。 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内) を含む。	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。			日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。	
CAS から日本側参加者等 に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等			相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—	
備考				中国側代表者から CAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となり ますのでご注意ください。CAS での申請受付期間や提出書類の詳細については、中国 側代表者から CAS へ問い合わせてください。 ・中国には CAS の他に CASS(中国社会科学院)、NSFC(中国国家自然科学基金委 員会)との事業があります。 ・中国側代表者が、CAS が所管する研究所の所属である場合、CAS に申請している場 合と NSFC に申請している場合があります。中国側代表者がいずれの機関に申請して いるか、必ず申請前に確認してください。						

	・ 中国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 150,000 元以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 450,000 元。また、セミナーは 1 件あたり 100,000 元以内です。	
(参考)CAS 担当者 連絡先	担当者等	Mr. Haitao Chen: Division of Asian and African Affairs, Bureau of International Cooperation (国際合作局亜非処)
	電話番号	+86-(0)10-6859-7480
	Email	htchen@cashq.ac.cn
	ウェブサイト	http://www.cas.cn/

【中国】中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Sciences: CASS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー			
				中国開催		日本開催	
事業名称		日本学術振興会と中国社会科学院との二国間交流事業 (共同研究) JSPS-CASS Joint Research Program					
募集分野		人文学、社会科学					
採用予定件数		1		—			
実施期間 (セミナーは本会合)		1 年以上 2 年 9 ヶ月以内		—		—	
		初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件		—		—		—	
第三国からの参加者		—		—		—	
振興会から支給する委託費	旅費内訳	総額		各年度 150 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 150 万円、2 年間以内の場合は 300 万円、2 年 9 ヶ月以内の場合は 450 万円。		—	
		日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
		留意事項	会議費 (セミナー)	—		—	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は CASS が負担。		—	
CASS から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
備考		中国側代表者から CASS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。CASS での申請受付期間や提出書類の詳細については、中国側代表者から CASS へ問い合わせてください。 ・中国には CASS の他に、CAS (中国科学院)、NSFC (中国国家自然科学基金委員会) との事業があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・中国側代表者は、CASS が所管する研究所等に所属するものでなければ、中国側の支援を受けられませんのでご注意ください。					
(参考) CASS 担当者連絡先		担当者等	Ms. Xu Xiaotian : Asian and African Division, Bureau of International Cooperation (国際合作局亜非処)				
		電話番号	+86 (0)10 8519 5139				
		Email	xuxt@cass.org.cn				
		ウェブサイト	http://www.cssn.cn/				

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						中国開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業（共同研究・セミナー） Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC					
募集分野				自然科学					
採用予定件数				15			4		
実施期間 （セミナーは本会合）				2 年 9 ヶ月		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		総参加者数の 4 分の 1 を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の 4 分の 1 を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 150 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 450 万円。		総額の上限額は 120 万円。		総額の上限額は 120 万円。	
				相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	
		留意事項	会議費（セミナー）		—		日本開催の準備会及び整理会（各 1 回以内）を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会（2 回以内）、整理会（1 回以内）を含む。
海外旅行傷害保険			日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NSFC が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NSFC が負担。		
NSFC から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
備考				中国側代表者から NSFC に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NSFC での申請受付期間や提出書類の詳細については、中国側代表者から NSFC へ問い合わせてください。 ・中国には NSFC の他に CAS（中国科学院）、CASS（中国社会科学院）との事業があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・中国側の支給額は、共同研究は 1 件あたり全実施期間で 200,000 元以内。また、セミナーは 1 件あたり 80,000～100,000 元以内です。（セミナーの規模や費用に応じて、増					

	額される可能性があります。)	
(参考)NSFC 担当者 連絡先	担当者等	Mr. Keshuang TANG: Bureau of International Cooperation(国際合作局)
	電話番号	+86 (0)10 6232 7780
	Email	tangks@nsfc.gov.cn
	ウェブサイト	http://www.nsfc.gov.cn/

【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology: DST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						インド開催		日本開催	
事業名称				日印自然科学協力事業 Japan-India Science Cooperative Program between JSPS and DST					
募集分野				自然科学(備考欄もご確認ください)					
採用予定件数				20		4			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 100 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場合は 200 万円。		総額の上限額は 150 万円。		総額の上限額は 150 万円。	
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各 1 回以内)を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)を含む。	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は DST が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は DST が負担。	
DST から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等(備考欄もご確認ください)		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等(備考欄もご確認ください)		—	
備考				インド側代表者から DST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DST での申請受付期間や提出書類の詳細については、インド側代表者から DST へ問い合わせてください。 ・インド側代表者は実施中の研究課題(国家または州の教育機関、もしくは科学助成機関のものに限る)を有していることが必要です。 ・申請区分(分野)は以下の通りです。申請の際には、いずれかを選択してください。なお、インド側代表者も同じ区分(分野)で申請することが必要です。区分(分野)が異なる					

	場合、受理されない可能性があるので、注意してください。 1. Physical Sciences 2. Chemical Sciences 3. Life Science & Agriculture 4. Mathematics & Computational Science 5. Astronomy & Earth Science 6. Materials & Engineering 7. COVID-19 Related (Pre & Post) ・ インド側の共同研究の開始日は令和 4(2022)年 6 月 1 日から令和 5(2023)年 3 月 31 日の間となり、実施期間は 24 か月以内となります。 ・ ただし、インド側代表者は採用決定後、予算承認のための書類を DST に提出することになっています。この予算承認を受けた課題からインド側の事業が開始可能となります。よって、インド側の開始時期は課題により異なりますのでご注意ください。 ・ インド側参加者が来日する際は、利用する航空会社に制限が設けられている場合がありますのでご注意ください。また、日本側参加者等がインドに渡航する場合、DST から受給できる滞在費等や国内旅費に制限がありますので、詳細については、インド側代表者を通じて DST に確認してください。	
(参考)DST 担当者 連絡先	担当者等	Dr. Ujjwala Tripti Tirkey: Scientist 'G', International Bilateral Cooperation
	電話番号	+91 (0)11 2659 0377; +91 (0)11 2686 4642
	Email	ujjwala@nic.in
	ウェブサイト	http://www.dst.gov.in/

【インドネシア】教育文化省高等教育総局 (Directorate General of Higher Education, Ministry of Education and Culture : [DGHE](#))

日本側が両国参加者の経費を、インドネシア側がそのうちの一部を負担します。

		共同研究		セミナー			
				インドネシア開催		日本開催	
事業名称		日本学術振興会とインドネシア教育文化省高等教育総局との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DGHE Joint Research Program					
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数		3		—			
実施期間 (セミナーは本会合)		1 年以上 3 年以内		—		—	
		初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件		—		—		—	
第三国からの参加者		—		—		—	
振興会から支給する委託費	旅費内訳	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円、3 年間以内の場合は 750 万円。		—	
		日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—	
		相手国側参加者等		日本目的地までの往復国際航空運賃、日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等(ただし、1 名分の往復国際航空運賃はインドネシア側が負担する)		—	
		留意事項	会議費 (セミナー)	—		—	
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		
DGHE から日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
備考		インドネシア側代表者から DGHE に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DGHE での申請受付期間や提出書類の詳細については、インドネシア側代表者から DGHE へ問い合わせてください。 ・インドネシアには DGHE の他に LIPI(インドネシア科学院)との事業があります。インドネシア側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・インドネシア側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 万ルピア以内です。					
(参考)DGHE 担当者 連絡先		担当者等	Ms. Anis Apriliawati				
		電話番号	+62 (0)21 5794 6053				
		Email	bln.dikti@kemdikbud.go.id				
		ウェブサイト	https://dikti.kemdikbud.go.id/				

【インドネシア】インドネシア科学院 (Indonesian Institute of Sciences: [LIPI](http://www.lipi.go.id/))

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー				
					インドネシア開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とインドネシア科学院との二国間交流事業（共同研究） JSPS-LIPI Joint Research Program						
募集分野			人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数			2		－				
実施期間 （セミナーは本会合）			2 年間		－		－		
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－	
参加者の渡航受入条件			－		－		－		
第三国からの参加者			－		－		－		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。		－		－		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		－		－		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		－		
	相手国側参加者等		－		－		－		
	留意事項	会議費（セミナー）		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	LIPI から日本側参加者等に対する支給経費			－		－		－	
備考			インドネシア側代表者から LIPI に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。LIPI での申請受付期間や提出書類の詳細については、インドネシア側代表者から LIPI へ問い合わせてください。 ・インドネシアには LIPI の他に DGHE(教育文化省高等教育総局)との事業があります。インドネシア側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・インドネシア側の共同研究開始日は、令和 4(2022)年 1 月 1 日～12 月 31 日までの間です。 ・インドネシア側の経費は、各共同研究に対し、政府予算と規程に基づいて支給されます。						
(参考)LIPI 担当者 連絡先			担当者等	Ms. Mila Kencana: Bureau for Cooperation, Legal, and Public Relations					
			電話番号	Telp. +62(0)21- 5251834 / Whatsapp 08118612358					
			Email	ka.bkhh@mail.lipi.go.id, kerjasama@mail.lipi.go.id					
			ウェブサイト	http://www.lipi.go.id/					

【イスラエル】イスラエル科学財団 (Israel Science Foundation: ISF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー			
					イスラエル開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会とイスラエル科学財団との二国間交流事業(共同研究) JSPS-ISF Joint Research Program					
募集分野			Social Science and Humanities					
採用予定件数			5		—			
実施期間 (セミナーは本会合)			1 年以上 2 年以内		—		—	
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件			—		—		—	
第三国からの参加者			—		—		—	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等	—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	—		—	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	—		—	
		留意事項	会議費(セミナー)		—		—	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は ISF が負担。	—		—
ISF から日本側参加者等に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
備考			イスラエル側代表者から ISF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。ISF での申請受付期間や提出書類の詳細については、イスラエル側代表者から ISF へ問い合わせてください。 ・イスラエル側の申請は既に ISF から資金提供を受けている代表者に限ります。 ・イスラエル側の申請は 2 段階に分かれており、まずは令和 3(2021)年 8 月 5 日 13:00 (イスラエル時間)までに登録を完了させ、その後、令和 3(2021)年 8 月 12 日 13:00 (イスラエル時間)までに申請することが必要です。 ・イスラエル側の支給額は、1 件・各年度あたり 38,000NIS 以内です。					
(参考)ISF 担当者連絡先			担当者等	Dr. Ella Fire: Scientific Director, Special Programs				
			電話番号	+972-2-588 5401				
			Email	Ella@isf.org.il				
			ウェブサイト	https://www.isf.org.il/#/				

【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィリピン開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィリピン科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DOST Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		2		—					
実施期間 (セミナーは本会合)		1 年以上 2 年以内		—		—			
		初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		—		—		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		—		—	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
	DOST から日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—		
備考		フィリピン側代表者から DOST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DOST での申請受付期間や提出書類の詳細については、フィリピン側代表者から DOST へ問い合わせてください。 ・フィリピン側の支給額は、1 件・2 年度あたり 2,500,000 フィリピン・ペソ以内です。							
(参考)DOST 担当者連絡先		担当者等	Ms. Jinah Ruth Jomaoas: International Technology Cooperation Unit (ITCU)						
		電話番号	+63 (0)2 837 2071 to 82 Loc. 2001						
		Email	Focal Person: Assistant Secretary Leah J. Buendia (leahbuendia@yahoo.com / ljbundia@dost.gov.ph) Always cc: oasec_ic@dost.gov.ph and Ms. Jinah Ruth Jomao-as at jrjomao-as@dost.gov.ph / jinaghjomao-as@su.edu.ph						
		ウェブサイト	http://www.dost.gov.ph/						

【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						韓国開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会と韓国研究財団との二国間交流事業（共同研究・セミナー） Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野（備考欄もご確認ください）					
採用予定件数				15		5			
実施期間 （セミナーは本会合）				2 年間		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 120 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 240 万円。		総額の上限額は 120 万円。		総額の上限額は 120 万円。	
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費（セミナー）		—		日本開催の準備会及び整理会（各 1 回以内）を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会（2 回以内）、整理会（1 回以内）を含む。	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NRF が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— <u>※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NRF が負担。</u>	
	NRF から日本側参加者等に対する支給経費				—		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—
備考				韓国側代表者から NRF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRF での申請受付期間や提出書類の詳細については、韓国側代表者から NRF へ問い合わせてください。 ・＜共同研究のみ＞ ・韓国側の共同研究実施期間は、1 年間又は 2 年間です。 ・以下の申請区分（分野）のうち、いずれか一つを選択してください。なお、韓国側代表者も同じ区分（分野）で申請することが必要です。 1. 人文社会系：Humanities and Social Sciences					

	2. 理工系: Science/Engineering (Excluding Biology and Medicine) 3. 生物系: Biology/Medicine 4. 学際・複合領域系: Interdisciplinary Study ・ 韓国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 15,000,000 ウォン以内、かつ、総額は全実施期間で 30,000,000 ウォン以内です。また、セミナーは 1 件あたり 8,000,000 ウォン以内です。	
(参考)NRF 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Ji-min Kim: Global Exchange Program Team, Directorate for International Affairs
	電話番号	+82 (0)2 3460 5724
	Email	jmkim@nrf.re.kr
	ウェブサイト	https://www.nrf.re.kr/eng/page/31752ceb-b028-4721-a493-1d46d43b2285

【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore: NUS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー				
						シンガポール開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会とシンガポール国立大学との二国間交流事業（共同研究・セミナー） JSPS-NUS Joint Research Program/Joint Seminar						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数				3		1				
実施期間 （セミナーは本会合）				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内		
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件				－		－		－		
第三国からの参加者				－		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委 託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。か つ、総額の上限額は全実施 期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		総額の上限額は 250 万 円。		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復交 通費、相手国滞在中の交通 費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		－		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
		相手国側参加者等		－		－		－		
		留意 事項	会議費 （セミナー）		－		日本開催の準備会及び整 理会（各 1 回以内）を含 む。		・セミナー本会合開催経費を 含む。 ・日本開催の準備会（2 回以 内）、整理会（1 回以内）を含 む。	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		－	
	NUS から日本側参加者等 に対する支給経費				－		－		－	
備考				<u>シンガポール側代表者から NUS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効 となりますのでご注意ください。</u> NUS での申請受付期間や提出書類の詳細については、シ ンガポール側代表者から NUS へ問い合わせてください。 ・シンガポール側代表者として申請できるのは National University of Singapore (NUS) 又 は Nanyang Technological University (NTU) に所属する研究者のみとなります。 ・シンガポール側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 38,000 シンガポールドル 以内、かつ、総額は全実施期間で 76,000 シンガポールドル以内です。また、セミナーは 1 件あたり 38,000 シンガポールドル以内です。						
（参考）NUS 担当者 連絡先				担当者等	Ms. Chan Ching Ting: NUS-JSPS Exchange Program, Office of the Deputy President (Research and Technology)					
				電話番号	+65 (0)6 601 2780					
				Email	dprcct@nus.edu.sg					
				ウェブサイト	https://www.nus.edu.sg/					

【タイ】タイ学術研究会議 (National Research Council of Thailand: NRCT)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー			
					タイ開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会とタイ学術研究会議との二国間交流事業（共同研究） JSPS-NRCT Joint Research Program					
募集分野			人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数			3		－			
実施期間 （セミナーは本会合）			1 年以上 3 年以内		－		－	
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件			－		－		－	
第三国からの参加者			－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円、3 年間以内の場合は 750 万円。		－		－	
	旅費内訳 留意事項	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等	－		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等	－		－	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	－		－	
			会議費（セミナー）	－	－		－	
			海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険	－		－	
NRCT から日本側参加者等に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
備考			タイ側代表者から NRCT に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRCT での申請受付期間や提出書類の詳細については、タイ側代表者から NRCT へ問い合わせてください ・ タイ側の共同研究開始時期は、令和 4(2022)年 1 月です。 ・ タイ側の支給額は、1 件・各年度あたり 650,000 バーツ以内です。このうち日本側参加者等のタイ滞在中の交通費・日当・宿泊料等は 60,000 バーツ以内です。					
(参考)NRCT 担当者 連絡先			担当者等	Ms. Kwansiri Wanwiwake: Office of International Affairs				
			電話番号	+66 (0)2 579 2285				
			Email	Kwansiri.w@nrct.go.th				
			ウェブサイト	http://www.nrct.go.th/				

【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Turkey: TÜBİTAK)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						トルコ開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とトルコ科学技術研究機構との二国間交流事業（共同研究） JSPS- TÜBİTAK Joint Research Program					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		－			
実施期間 （セミナーは本会合）				1 年以上 2 年以内		－		－	
				初年度 開始時期	採用年度 5 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		－		－	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
		相手国側参加者等			－		－		－
	留意事項	会議費（セミナー）		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	TÜBİTAK から日本側参加者等に対する支給経費				－		－		－
備考				トルコ側代表者から TÜBİTAK に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。TÜBİTAK での申請受付期間や提出書類の詳細については、トルコ側代表者から TÜBİTAK へ問い合わせてください。 ・トルコ側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 6 月 14 日から 9 月 8 日までとなります。 ・トルコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 720,000 トルコリラ以内です。					
(参考)TÜBİTAK 担当者 連絡先				担当者等	Dr. Elif DOĞAN ARSLAN : Bilateral and Multilateral Relations Division, International Cooperation Department				
				電話番号	+90 312 298 1416				
				Email	elif.doganarslan@tubitak.gov.tr, uidb@tubitak.gov.tr				
				ウェブサイト	https://www.tubitak.gov.tr/ Applications will be received online: https://uidb-pbs.tubitak.gov.tr/				

【ベトナム】科学技術省 (Ministry of Science and Technology: MOST)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						ベトナム開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とベトナム科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-MOST Joint Research Program					
募集分野				Social Science and Natural Science (Earth sciences and related environment, Biology) (備考欄もご確認ください)					
採用予定件数				2		—			
実施期間 (セミナーは本会合)				2年間		—		—	
				初年度 開始時期	採用年度 4月1日	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		—		—	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
		留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は MOST が負担。		—		—		
MOST から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
備考				ベトナム側代表者から MOST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MOST での申請受付期間や提出書類の詳細については、ベトナム側代表者から MOST へ問い合わせてください。 ・ベトナムには MOST の他に VAST(ベトナム科学技術アカデミー)との事業があります。ベトナム側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・令和 4(2022)年度は、Social Science と Natural Science (Earth sciences and related environment, Biology)の分野において、下記を重点テーマとして募集を行います。これらのテーマに該当しない応募を妨げるものではありません。 1. Social Science: - Transforming livelihoods for people (especially people in mountainous provinces) in association with biodiversity conservation. - Studies on Viet Nam (Vietnamese culture and people). 2. Natural Science (Earth sciences and related environment; Biology): - Warning of natural disasters and environmental pollution in association with 4.0 Industry. - Technology for forecasting and warning of the water environment in estuarine					

	and coastal. – Biotechnology.	
(参考)MOST 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Nguyen Huong Thu: Asia-Africa-America Division, Department of International Cooperation
	電話番号	(+84-4) 39448901
	Email	nhthu@most.gov.vn
	ウェブサイト	https://www.most.gov.vn/en/

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: [VAST](#))

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			共同研究		セミナー					
					ベトナム開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) JSPS-VAST Joint Research Program							
募集分野			人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数			2		－					
実施期間 (セミナーは本会合)			1 年以上 3 年以内		－		－			
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－		
参加者の渡航受入条件			－		－		－			
第三国からの参加者			－		－		－			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円、3 年間以内の場合は 750 万円。		－		－			
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		－		－		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		留意事項	会議費(セミナー)		－		－		－	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は VAST が負担。		－		－	
VAST から日本側参加者等に対する支給経費			相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－			
備考			<u>ベトナム側代表者から VAST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u> VAST での申請受付期間や提出書類の詳細については、ベトナム側代表者から VAST へ問い合わせてください。 ・ベトナムには VAST の他に MOST(科学技術省)との事業があります。ベトナム側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・VAST 所管の研究所等に所属していないベトナム側代表者は、申請時に所属する研究所等の証明書等の提出が必要です。							
(参考)VAST 担当者連絡先			担当者等	International Cooperation Department						
			電話番号	+84 (0)4 3756 1725						
			Email	lienle@vast.vn, icd@vast.vn						
			ウェブサイト	http://www.vast.gov.vn						

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー				
					ニュージーランド開催		日本開催		
事業名称			日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究) Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ						
募集分野			Social Sciences、Natural、Physical、Medical Sciences						
採用予定件数			3		－				
実施期間 (セミナーは本会合)			1 年以上 2 年以内		－		－		
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－	
参加者の渡航受入条件			－		－		－		
第三国からの参加者			－		－		－		
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		－		－		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
	相手国側参加者等		－		－		－		
	留意事項	会議費(セミナー)	－		－		－		
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は RSNZ が負担。		－		－	
		RSNZ から日本側参加者等に対する支給経費		－		－		－	
備考			ニュージーランド側代表者から RSNZ に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RSNZ での申請受付期間や提出書類の詳細については、ニュージーランド側代表者から RSNZ へ問い合わせてください。 ・ニュージーランド側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 7 月 29 日～10 月 21 日までとなります。 ・ニュージーランド側の支給額は、1 件・各年度あたり 30,000NZD 以内です(GST を除く)。						
(参考)RSNZ 担当者連絡先			担当者等	Ms. Michelle Wickens: International Contracts Coordinator, Research Funding (International)					
			電話番号	+64 4 470 5756					
			Email	International.Applications@royalsociety.org.nz					
			ウェブサイト	https://royalsociety.org.nz/					

【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

				共同研究	セミナー				
					オーストリア開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会とオーストリア科学財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				3		1			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等			—		—		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各 1 回以内)を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)を含む。	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は FWF が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— <u>※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は FWF が負担。</u>	
	FWF から日本側参加者等に対する支給経費				—		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—
備考				オーストリア側代表者から FWF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWF での申請受付期間や提出書類の詳細については、オーストリア側代表者から FWF へ問い合わせてください。 ・オーストリア側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 8 月 13 日までとなります。 ・オーストリア側の支給額は、共同研究については、研究課題毎に支給額が異なります。セミナーは 1 件あたり 10,000 ユーロ以内です。					

	・ FWF の日程上、共同研究の採否通知は令和 4(2022)年 3 月を予定しています。 ・ オーストリア側のみ、最長 3 年間の実施期間が認められる可能性があります。ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限ります。 ・ オーストリア側の共同研究に関する詳細 https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/ https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-projects-era-nets/ ・ オーストリア側のセミナーに関する詳細 https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-seminars/	
(参考)FWF 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Beatrice Lawal: Programme Manager, Development and Strategy – International programs
	電話番号	+43 (0)1 505 67 40 – 8703
	Email	Beatrice.Lawal@fwf.ac.at
	ウェブサイト	http://www.fwf.ac.at/en/

【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS: F.R.S.-FNRS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						ベルギー開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.S.-FNRS					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		－			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		－		－	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		－		－	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
		相手国側参加者等		－		－		－	
	留意事項	会議費(セミナー)		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	F.R.S.-FNRS から日本側参加者等に対する支給経費				－		－		－
備考				ベルギー側代表者から F.R.S.-FNRS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。F.R.S.-FNRS での申請受付期間や提出書類の詳細については、ベルギー側代表者から F.R.S.-FNRS へ問い合わせてください。 ・ベルギー側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 30 日までとなります。 ・ベルギーには F.R.S.-FNRS の他に FWO(フランダース)がありますので、申請の際にはベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ・ベルギー側の共同研究開始日は、令和 4(2022)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日までの間です。 ・ベルギー側の支給額は、1 件・各年度あたり 7,500 ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 15,000 ユーロ以内です。					
(参考)F.R.S.-FNRS 担当者連絡先				担当者等	Ms. Deborah Matteredne				
				電話番号	+32 (0)2 504 93 05				
				Email	international@frs-fnrs.be				
				ウェブサイト	https://www.frs-fnrs.be/fr				

【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation - Flanders: FWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						ベルギー開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and FWO					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		—			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		—		—	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		—		—	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場合は 500 万円。		—		—	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—	
		相手国側参加者等		—		—		—	
		留意事項	会議費(セミナー)		—		—		—
	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は FWO が負担。		—		—		
FWO から日本側参加者等に対する支給経費				—		—		—	
備考				ベルギー側代表者から FWO に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWO での申請受付期間や提出書類の詳細については、ベルギー側代表者から FWO へ問い合わせてください。 ・ベルギー側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 8 日 17 時(CET)までとなります。 ・ベルギーには FWO の他に F.R.S.-FNRS(ワロニー)がありますので、申請の際にはベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ・ベルギー側・日本側参加者等は、FWO e-portal のプロフィール(研究業績を含む)を作成または更新する必要があります。FWO e-portal は以下より登録することができます。 【参照】https://fwoweb.fwo.be/ ・ベルギー側の支給額は、日当 66 ユーロ(1 月あたり最大 1,650 ユーロ)及び交通費となります。FWO が指定する旅行代理店を通じて手配することなどが必要となりますので、詳細は FWO に確認してください。 【参照】 https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-					

	reisagentschappen_20190829.pdf	
(参考)FWO 担当者 連絡先	担当者等	1. Mrs. Tinne Jacobs: Advisor International Affairs, JSPS-FWO Joint Exchange Project 2. Mrs. Marleen Wollaert: Account administrator international mobility
	電話番号	+32 (0)2 550 15 44 (Mrs. Jacobs) +32 (0)2 550 15 92 (Mrs. Marleen Wollaert, Account administrator international mobility)
	Email	Tinne.Jacobs@fwo.be (Mrs. Jacobs) interprog@fwo.be (Mrs. Wollaert)
	ウェブサイト	https://www.fwo.be/en/fellowships-funding/international-collaboration/mobility-projects/cooperation-with-japan/

【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー				
						チェコ開催		日本開催		
事業名称				日本学術振興会とチェコ科学アカデミーとの二国間交流事業（共同研究） Japan-Czech Republic Research Cooperative Program between JSPS and CAS						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数				3		－				
実施期間 （セミナーは本会合）				2 年間		－		－		
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	－	開催 可能日	－	
参加者の渡航受入条件				－		－		－		
第三国からの参加者				－		－		－		
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		－		－		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－		
		相手国側参加者等		－		－		－		
		留意事項	会議費（セミナー）		－		－		－	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
CAS から日本側参加者等に対する支給経費				－		－		－		
備考				<u>チェコ側代表者から CAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u> CAS での申請受付期間や提出書類の詳細については、チェコ側代表者から CAS へ問い合わせてください。 ・チェコ側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 5 月 31 日までとなります。 ・チェコ側代表者として申請できるのは、CAS に所属する研究機関の研究者のみとなります。 ・チェコ側の共同研究期間は令和 4(2022)年 1 月～令和 5(2023)年 12 月です。 ・チェコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 1,000,000 チェコ・コルナ以内です。						
（参考）CAS 担当者 連絡先				担当者等	Mr. Zdenek Kresl: Division of International Cooperation					
				電話番号	+420 221 403 299					
				Email	kresl@kav.cas.cz					
				ウェブサイト	http://www.avcr.cz/en/					

【フィンランド】フィンランドアカデミー (Academy of Finland: AF)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						フィンランド開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とフィンランドアカデミーとの二国間交流事業(セミナー) Japan-Finland Research Cooperative Program between JSPS and AF					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				－		2			
実施期間 (セミナーは本会合)				－		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	－	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から 支給する委託費	総額			－		総額の上限額は 250 万 円。		総額の上限額は 250 万 円。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	－		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		－	
			国内旅費	－		交通費、日当、宿泊料、 等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		－		－		－	
	留意事項	会議費 (セミナー)		－		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)を含 む。		・セミナー本会合開催経費 を含む。 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内) を含む。	
		海外旅行傷害保険		－		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		－	
	AF から日本側参加者等 に対する支給経費				－		－		－
備考				フィンランド側代表者から AF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効と なりますのでご注意ください。AF での申請受付期間や提出書類の詳細については、フィ ンランド側代表者から AF へ問い合わせてください。 ・フィンランド側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 8 月 11 日～9 月 22 日となります。 ・フィンランド側の支給額は、1 件あたり 25,000 ユーロ以内です。					
(参考)AF 担当者 連絡先				担当者等	Dr. Ulla Ellmen: Science Adviser				
				電話番号	+358 29 533 5011				
				Email	ulla.ellmen@aka.fi				
				ウェブサイト	http://www.aka.fi/en/				

【フランス】国立保健医学研究所 (Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale: [Inserm](#))

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

			共同研究		セミナー			
					フランス開催		日本開催	
事業名称			日本学術振興会とフランス国立保健医学研究所との二国間交流事業（セミナー） Japan-France Research Cooperative Program between JSPS and Inserm					
募集分野			Life Science and Health（備考欄もご確認ください）					
採用予定件数			—		—		1	
実施期間 （セミナーは本会合）			—		—		2～3 日	
			初年度 開始時期	—	開催 可能日	—	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件			—		—		日本側、フランス側参加者 （代表者を含む）が各 10 名 まで。	
第三国からの参加者			—		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額		—		—		総額は 250 万円以内。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—		—		—
			国内旅費	—		—		交通費、日当、宿泊料、等
		相手国側参加者等		—		—		—
	留意事項	会議費 （セミナー）		—		—		・セミナー本会合開催経費 を含む。 ・日本開催の準備会（2 回 以内）、整理会（1 回以内） を含む。
		海外旅行傷害保険		—		—		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は Inserm が負担。
	Inserm から日本側参加者等 に対する支給経費			—		—		—
備考			フランス側代表者から Inserm に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効 となりますのでご注意ください。Inserm での申請受付期間や提出書類の詳細について は、フランス側代表者から Inserm へ問い合わせてください。 ・フランス側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 5 月 31 日から 9 月 8 日までとなりま す。 ・令和 4(2022)年度は、Life Science and Health の分野において、下記を重点テーマと して募集を行います。これらのテーマに該当しない応募を妨げるものではありません。 － cancer － healthy aging (health/food, neurodegenerative diseases) － regenerative medicine － biomedical imaging － health technologies (“omics” technologies/robotics) － personalized medicine					

	・複数の研究室からの参加者を含む申請が優先的に採用されるほか、フランス側代表者及び参加者は Inserm で勤務している者としてします。 ・フランス側の支給額は、1 件あたり 12,000 ユーロ以内です。	
(参考)Inserm 担当者 連絡先	担当者等	Mr. Hugues Boiteau: Département des Partenariats et des Relations Extérieures (DPRE)
	電話番号	+33 (0)1 44 23 62 12
	Email	hugues.boiteau@inserm.fr
	ウェブサイト	https://www.inserm.fr/en

【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究・イノベーション省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs
－ Ministry of Higher Education, Research, and Innovation: [MEAE-MESRI](#))

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						フランス開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とフランスヨーロッパ・外務省・高等教育・研究・イノベーション省との 二国間交流事業(SAKURA プログラム) Japan-France Integrated action Program (SAKURA)					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				12		－			
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		－		－	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 100 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 100 万円、2 年間以内の場合は 200 万円。		－		－	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
	相手国側参加者等			－		－		－	
	留意事項	会議費 (セミナー)		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	MEAE-MESRI から日本側参加者等 に対する支給経費				－		－		－
備考				フランス側代表者から MEAE-MESRI に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MEAE-MESRI での申請受付期間や提出書類の詳細については、フランス側代表者から MEAE-MESRI へ問い合わせてください。 ・ フランス側の申請受付期間は令和 3(2021)年 9 月 8 日までとなります。 ・ 本事業は、日仏の優れた若手研究者が、革新的な日仏学術交流を開始するための支援を行うものです。 ・ フランス側の共同研究期間は、令和 4(2022)年 2 月～令和 5(2023)年 12 月 31 日です。 ・ フランス側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内です。					
(参考)MEAE-MESRI 担当者連絡先				担当者等	Ms. Agathe Teillard: Program Manager, Department for Science and Technology				
				電話番号	+81 3 5798 6041				
				Email	phc-sakura.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr				
				ウェブサイト	https://www.campusfrance.org/fr/sakura				

【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						ドイツ開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とドイツ学術交流会との二国間交流事業（共同研究） Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DAAD					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				10		－			
実施期間 （セミナーは本会合）				1 年以上 2 年以内		－		－	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 200 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 200 万円、2 年間以内の場合は 400 万円。		－		－	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
		相手国側参加者等			－		－		－
	留意事項	会議費（セミナー）		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		－		－	
	DAAD から日本側参加者等に対する支給経費				－		－		－
備考				<u>ドイツ側代表者から DAAD に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u> DAAD での申請受付期間や提出書類の詳細については、ドイツ側代表者から DAAD へ問い合わせてください。 ・ドイツ側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 8 日までとなります。 ・ドイツ側の共同研究期間は最長 24 ヶ月で、令和 4(2022)年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に開始されることとなります。 ・ドイツ側の支給額は 1 件・各年度あたり 15,000 ユーロ以内、かつ、総額は全実施期間が 1 年間の場合は 15,000 ユーロ、2 年間以内の場合は 30,000 ユーロ以内です。					
(参考)DAAD 担当者 連絡先				担当者等	Mrs. Doris Bretz: Section P33 – Project Funding for German Language and Research Mobility (PPP)				
				電話番号	+49 228 882 236				
				Email	bretz@daad.de				
				ウェブサイト	https://www.daad.de/en/				

【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: DFG)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						ドイツ開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とドイツ研究振興協会との二国間交流事業(セミナー) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DFG					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				—		5			
実施期間 (セミナーは本会合)				—		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から 支給する委託費	総額			—		総額の上限額は 250 万 円。		総額の上限額は 250 万 円。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		—	
			国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料、 等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)を含 む。		・セミナー本会合開催経費 を含む。 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内) を含む。	
		海外旅行傷害保険		—		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		—	
	DFG から日本側参加者等 に対する支給経費				—		—		—
備考				ドイツ側代表者から DFG に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となり ますのでご注意ください。DFG での申請受付期間や提出書類の詳細については、ドイツ 側代表者から DFG へ問い合わせてください。 ・ドイツ側代表者は DFG のプログラム、“Initiation of International Collaboration”に応 募し、申請書を令和 3(2021)年 9 月 8 日までに提出してください。					
(参考)DFG 担当者 連絡先				担当者等	Raoul Wagner: International Affairs, Scientific Cooperation with Japan				
				電話番号	+49 228 885 2217				
				Email	raoul.wagner@dfg.de				
				ウェブサイト	https://www.dfg.de/en/				

【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー (Hungarian Academy of Science: HAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				共同研究		セミナー			
						ハンガリー開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とハンガリー科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Hungary Research Cooperative Program between JSPS and HAS					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				4		－			
実施期間 (セミナーは本会合)				2 年間		－		－	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	－	開催 可能日	－
参加者の渡航受入条件				－		－		－	
第三国からの参加者				－		－		－	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		－		－	
	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、等		－		－	
		国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		－		－	
	相手国側参加者等			日本滞在中の交通費、滞在費 ※滞在費単価: 14,000 円/日(24 日以内)、336,000 円/月(25 日～1 ヶ月以上) 1 ヶ月を超える計算については、336,000 円を上限として 14,000 円×日数を加算する。		－		－	
	留意事項	会議費(セミナー)		－		－		－	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は HAS が負担。		－		－	
	HAS から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		－		－
備考				<u>ハンガリー側代表者から HAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u> HAS での申請受付期間や提出書類の詳細については、ハンガリー側代表者から HAS へ問い合わせてください。 ・ハンガリー側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 15 日正午(CET)までとなります。 ・ハンガリー側代表者は下記のいずれかに該当している必要があります。なお、詳細については HAS へ問い合わせてください。 － “MTA Centre of Excellence” の称号を与えられた研究機関の被雇用者 － 大学に所属し、the Eötvös Loránd Research Network に属する HAS の研究グループのメンバー					

	- 大学に所属し、the Eötvös Loránd Research Network に属する HAS-Momentum の研究グループのメンバー ・ 相手国での日当・宿泊料(＝滞在費)はハンガリー側の各受入機関の規程額となります。	
(参考)HAS 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Barbara TIHANYI: International Relations Officer, Department of International Relations
	電話番号	+36 1 411 6157
	Email	tihanyi.barbara@titkarsag.mta.hu
	ウェブサイト	http://mta.hu/english

【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						リトアニア開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とリトアニア研究評議会との二国間交流事業（共同研究・セミナー） Japan-Lithuania Research Cooperative Program between JSPS and RCL					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		1			
実施期間 （セミナーは本会合）				2 年間		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。	
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費（セミナー）	—		日本開催の準備会及び整理会（各 1 回以内）を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会（2 回以内）、整理会（1 回以内）を含む。		
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は RCL が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— <u>※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は RCL が負担。</u>		
	RCL から日本側参加者等に対する支給経費				—		—		—
備考				リトアニア側代表者から RCL に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RCL での申請受付期間や提出書類の詳細については、リトアニア側代表者から RCL へ問い合わせてください。 ・リトアニア側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 8 日までとなります。 ・リトアニア側の支給額は、共同研究は 1 件あたり全実施期間で 80,000 ユーロ以内。また、セミナーは 1 件あたり 20,000 ユーロ以内です。					
(参考)RCL 担当者 連絡先				担当者等	Dr. Zivile Ruzele: Chief Officer, International Programmes Unit				
				電話番号	+370 676 14383				
				Email	zivile.ruzele@lmt.lt				
				ウェブサイト	http://www.lmt.lt/en/				

【オランダ】オランダ科学研究機構 (Netherlands Organisation for Scientific Research: NWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						オランダ開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とオランダ科学研究機構との二国間交流事業(セミナー) Japan-Netherland Research Cooperative Program between JSPS and NWO					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				—		3			
実施期間 (セミナーは本会合)				—		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	—	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				—		—		—	
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			—		総額の上限額は 250 万 円。		総額の上限額は 250 万 円。	
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	—		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、 等		—	
			国内旅費	—		交通費、日当、宿泊料、 等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)を含 む。		・セミナー本会合開催経費 を含む。 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内) を含む。	
		海外旅行傷害保険		—		日本側参加者等の海外 旅行傷害保険		—	
	NWO から日本側参加者等 に対する支給経費				—		—		—
備考				オランダ側代表者から NWO に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効と なりますのでご注意ください。NWO での申請受付期間や提出書類の詳細については、 オランダ側代表者から NWO へ問い合わせてください。 ・オランダ側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 9 日 14 時(CET)までとなります。 ・オランダ側の支給額は、1 件あたり 15,000 ユーロ以内です。					
(参考)NWO 担当者 連絡先				担当者等	Hanneke Dekker: JSPS-NWO Joint Seminar				
				電話番号	+31 (0)70 349 4011				
				Email	bezoekersbeurzen@nwo.nl				
				ウェブサイト	https://www.nwo.nl/en				

【ポーランド】ポーランド科学アカデミー (Polish Academy of Sciences: PAN)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
						ポーランド開催		日本開催	
事業名称				日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業（共同研究・セミナー） Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAN					
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
採用予定件数				2		1			
実施期間 （セミナーは本会合）				2 年間		1 週間以内		1 週間以内	
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
参加者の渡航受入条件				各年度の日本側参加者等派遣、相手国側参加者等受入の総滞在日数は原則各 50 人・日以内。		日本側参加者等の相手国滞在期間の総計は原則 50 人・日以内。		相手国側参加者等の日本滞在期間の総計は原則 50 人・日以内。	
第三国からの参加者				－		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委託費では負担しない。	
振興会から支給する委託費	総額			各年度 250 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。	
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		相手国目的地までの往復交通費、等		－	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在費 ※滞在費単価： 14,000 円/日（24 日以内）、336,000 円/月（25 日～1 ヶ月以上） 1 ヶ月を超える計算については、336,000 円を上限として 14,000 円×日数を加算する。		－		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等 ※滞在費単価： 14,000 円/日（24 日以内）	
	留意事項	会議費（セミナー）		－		日本開催の準備会及び整理会（各 1 回以内）を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会（2 回以内）、整理会（1 回以内）を含む。	
		海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		－		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険	
	PAN から日本側参加者等に対する支給経費				相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		－
備考				ポーランド側代表者から PAN に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。PAN での申請受付期間や提出書類の詳細については、ポーランド側代表者から PAN へ問い合わせてください。 ・ポーランド側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 8 日までとなります。 ・ポーランド側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 12,500PLN 以内、かつ、総					

	額は全実施期間で 25,000PLN 以内です。また、セミナーは 1 件あたり 12,500PLN 以内です。	
(参考)PAN 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Agata Wierzbinska
	電話番号	+48 (0)22 1826512
	Email	agata.wierzbinska@pan.pl
	ウェブサイト	https://institution.pan.pl/

【英国】王立協会 (The Royal Society)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

			共同研究		セミナー					
					英国開催		日本開催			
事業名称			日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業（共同研究） Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society							
募集分野			自然科学							
採用予定件数			5		—					
実施期間 （セミナーは本会合）			2 年間		—		—			
			初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日	開催 可能日	—	開催 可能日	—		
参加者の渡航受入条件			—		—		—			
第三国からの参加者			—		—		—			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。		—		—			
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		—		—		
		相手国側参加者等		—		—		—		
		留意事項	会議費（セミナー）		—		—		—	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—		—	
	The Royal Society から日本側参加者等に対する支給経費			—		—		—		
備考			英国側代表者から The Royal Society に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。The Royal Society での申請受付期間や提出書類の詳細については、英国側代表者から The Royal Society へ問い合わせてください。 ・英国側の申請受付期間は、令和 3(2021)年 9 月 29 日までとなります。 ・同一の研究課題を共同支援することを目的としていますが、場合によっては上記採用予定件数の範囲外で、英国側のみが支援を受ける可能性があります。 ・英国側の共同研究期間は 2 年間で、令和 4(2022)年 3 月 10 日までに開始されることとなります。 ・英国側の支給額は、1 件あたり全実施期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内です。							
(参考) The Royal Society 担当者連絡先			担当者等	Ms. Lorraine Emmanuel						
			電話番号	+44 (0)20 7451 2581						
			Email	international.exchanges@royalsociety.org						
			ウェブサイト	https://royalsociety.org/grants-schemes-awards/grants/international-exchanges/						

B オープンパートナーシップ枠

【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー／セミナー(大学間連携) (OP)

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

				共同研究		セミナー／セミナー(大学間連携)				
						相手国開催		日本開催		
事業名称				オープンパートナーシップ共同研究／セミナー／セミナー(大学間連携) JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Joint Seminars/ Joint Seminars(Interuniversity Cooperation)						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数				共同研究、セミナー、セミナー(大学間連携)を併せて 60 件						
実施期間 (セミナーは本会合)				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内		
				初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	
参加者の渡航受入条件				—		—		—		
第三国からの参加者				—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額			各年度 200 万円以内。かつ、総額の上限額は全実施期間が 1 年間の場合は 200 万円、2 年間以内の場合は 400 万円。		【セミナー】 総額の上限額は 200 万円。 【セミナー(大学間連携)】 総額の上限額は 300 万円。		【セミナー】 総額の上限額は 200 万円。 【セミナー(大学間連携)】 総額の上限額は 300 万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
		相手国側参加者等		—		—		—		
		留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各 1 回以内)を含む。		・セミナー本会合開催経費を含む。 ・日本開催の準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)を含む。	
			海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—	
相手国から日本側参加者等に対する支給経費				—		—		—		
備考				・ 本会は相手国側参加者等に係る経費を負担しないため、相手国側代表者が、自らの交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励しています。この経費の支出元となる機関や事業に指定はありません。なお、当該経費の有無は審査にあたっての判断の一要素となる可能性があります。 ・ セミナー(大学間連携)については、下記の要件を満たしている必要があります。 ①日本側代表者、日本側参加者、相手国代表者及び相手国側参加者が所属する大						

	学、研究機関が組織的な取組として参加する大学コンソーシアム等が主催するセミナーであること。 ②日本側参加者(日本側代表者を含む)、相手国側参加者(相手国側代表者を含む)ともに、2 機関以上の研究者が組織的な取組として参加していること。 ※ここでのいう組織的な取組には、研究室間、講座間の取組は含みません。 ※双方の国において複数の大学等が参加し、共通の関心のある分野・テーマを設定し、交流等を行う取組から国際共同研究、研究者交流、人材育成等が面的に生まれ協力案件形成のプラットフォームになっている事例が生まれています。このような我が国の研究力向上に資する取組を推奨します。
--	--

二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取り扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課

【1】事業の実施方法

二国間交流事業における研究課題の実施に当たっては、代表者の所属機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法(振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結)により行います。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の交流実施においては、交流相手との経費相互負担を前提としておりますので、相手国側参加者の来日に要する経費(航空券、滞在費等)及び、相手国側参加者が自国において必要とする経費(共同研究に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費<来日に要する旅費を含む>等)は、原則として相手国側の負担とします。

【2】委託費の使途

(1) 委託費の構成、内容、主な使途

原則として、募集要項「5. 本会支給経費」に記載のとおりですが、「物品費」「人件費・謝金」「その他」の主な使途や留意事項については、【表1】及び「※次のものに使用することはできません。」を参照してください。

経費の支出や手続、取得した物品等の管理に当たっては、受託機関の規程等に従ってください。

【表1】物品費／人件費・謝金／その他の主な使途・留意事項

【表1】は本事業の経費の執行に当たり、支出可能な経費を網羅したものではありません。本事業が研究の発展に資する人的交流の促進を目的としていること、経費の使用に当たっては、税金を原資としていることに鑑み説明責任が求められることにご留意ください。また、事業の遂行に必要なかどうか経費の支出の妥当性を判断した上で、社会通念上、妥当な金額となるよう適切に使用してください。

経費費目		使途
物品費		共同研究・セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費 留意事項 ・ 相手国側開催セミナーの場合、相手国において使用するものは委託費から支出できません。 ・ 支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行ってください。
人件費・謝金		共同研究・セミナーの実施に協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等 留意事項 ・ 該当の支出がある場合、日本国内に居住する者の日本国内旅費に限り、本委託費における「国内旅費」への計上を可能とします。 ・ 雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となってください。雇用に当たっては法令等に基づき適正な手続を行ってください。 ・ 雇用に伴う間接的な経費（社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費等）の支出も可能です。
その他の	会議費	共同研究・セミナーの実施に必要な日本国内の会議室及び会議に係る器具備品の借料、会議に伴う茶菓・弁当その他これらに類する飲食物（アルコール類を除く） 留意事項 ・ セミナーについては以下に係る経費を含みます。 - 相手国開催：準備会、整理会は各1回以内。 - 相手国での本会合に係る会議費には使用不可。 - 日本開催：本会合、準備会（2回以内）、整理会（1回以内）。 - 本会合開催時のレセプション経費（アルコール類を除く）、業者委託費等を含む。 ・ 飲食代やレセプション等に関する支出は必要最低限にとどめ、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出に十分配慮してください。
	その他（諸経費）	1. 共同研究の実施に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限り）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用、学会参加費）、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 2. セミナーの開催に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車等）、旅費以外の交通費、ウェブサイト作成費用、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 留意事項 ・ 海外旅行傷害保険は過度に高額な支出とならないよう留意してください。 ・ セミナーについては以下も参照してください。 - 相手国開催：相手国において使用するものは委託費から支出できません。 - 日本開催：本会合開催時のエクスカージョン経費を含む。

※次のものに使用することはできません。

- ① 不動産取得に係る経費
- ② 上記「人件費・謝金」での当該共同研究・セミナーの日本側及び相手国側代表者と、相手国側参加者に対する支出
- ③ 相手国開催セミナーの本会合に係る印刷製本
- ④ アルコール飲料代
- ⑤ 自己都合（受託機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料（なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取決めに従ってください。）
- ⑥ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑦ そのほか、事業と直接的な関係が認められないもの

(2) 消費税

委託費には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）

△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。

×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。

－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

乙欄 甲欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	－	▲	▲	▲
	継続	○	－	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	－	▲	▲
	継続	○	×	－	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	－	▲
	継続	○	×	×	－	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	－
	継続	○	×	×	×	－

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成 18 年 12 月 6 日

規 程 第 19 号

〔 * 「不正使用等への対応に関する規程」は
平成 20 年 3 月 28 日規程第 3 号により制定〕

改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 4 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規程第 35 号

改正 平成 29 年 8 月 8 日規程第 34 号

改正 平成 30 年 3 月 31 日規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

(4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

(5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

(1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。

(2) 監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。

(3) 告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

- (4) 監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4) 振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第11条第1項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

(告発者等・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

- 2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

- 2 振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査

を完了させるよう要請する。

- 3 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第1項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第1項の調査を実施する。
- 4 前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

(調査中等における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第3項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

- (1) 調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合
 - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
 - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
 - ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会（以下、「検討委員会」という。）に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。

(1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ 特定不正行為に関与したと認定された者

ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

(措置の内容)

第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

(4) 措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第19号）

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。
 - (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1～2年間
 - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間
 - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間
 - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間
 - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成20年規程第3号）は廃止する。

附 則（平成27年規程第3号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配分した研究資金を対象とする。

附 則（平成28年規程第35号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第34号）

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則（平成30年規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表１（第１６条第１項第４号特定不正行為関係）

措置の対象者			特定不正行為の程度	交 付 し な い 期間
特 定 不 正 行 為 に 関 与 した 者	1. 研究の当初から特定不正行為を行 うことを意図していた場合など、特に 悪質な者			10年
	2. 特定不正行 為があった研究 に係る論文等の 著者	当該論文等の責任を 負う著者（監修責任 者、代表執筆者又は これらの者と同等の 責任を負うと認定さ れた者）	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が大きく、又は行 為の悪質性が高いと判断される もの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行 為の悪質性が低いと判断される もの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為 に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行 為があった研究に係る論文等の責任者としての注意 義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容につ いて一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆 者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された 者）			当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が大きく、又は行 為の悪質性が高いと判断される もの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行 為の悪質性が低いと判断される もの	1～2年

別表 2（第 16 条第 1 項第 4 号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10 年
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—		5 年
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

（１）上記 II のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

（２）上記 IV のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。

(参考)

令和3年度中に公募予定のある学術国際交流事業一覧

(※令和3年5月1日現在)

事業の類型	事業名 (担当課)	事業概要	1件／1人当たり 支援内容	支援(実施)期 間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指して、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援。	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:100～250万円以内/年度 セミナー:120～250万円以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー・セミナー(大学間連携)】 共同研究:200万円以内/年度 セミナー:200万円以内 セミナー(大学間連携):300万円以内	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上3年以内 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上2年以内 セミナー:1週間以内 セミナー(大学間連携):1週間以内	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	日本国内旅費	6～24カ月(派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORA) (研究協力第二課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州等4か国(フランス、ドイツ、英国、カナダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2～3年	フランス、ドイツ、英国、カナダ	社会科学	9月(予定)	研究者
	国際共同研究事業 英国との国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with UKRI) (研究協力第二課)	我が国の大学等の研究者が英国の研究者と協力して行う優れた国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	英国	社会科学、芸術・人文学分野	7月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月(予定)	所属機関または部局の長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局の長
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	往復航空賃、国内交通費、滞在費等	4日間	米国・ドイツと共催(開催地:ドイツ)	社会科学・自然科学の全分野	12月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポスドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	往復航空賃、外国・国内交通費、会議参加費(滞在費を含む)	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野(自然科学、経済学)	8月	博士課程学生、ポスドク研究者
	HOPEミーティング～ノーベル賞受賞者との5日間～ (研究協力第一課)	アジア・太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア・太平洋・アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポスドク研究者
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国、英国、スイス、ノルウェー及びロシア)	全分野	6月10月1月	受入研究者
	外国人招へい研究者(長期) (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者(短期) (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者